

【建設通信新聞 令和5年1月6日】

群馬県建設業協会（青柳剛会長）は4日、2024年度から適用される時間外労働の上限規制に適切に対応するため、リーフレットやポスター用のデータ「時間外労働上限規制の基礎知識その2」を会員企業に送り、周知した。協会は22年12月14日にも基礎知識の初弾として周知活動をはじめたが、今回は「その2」として、特別条項の記載などをさらに充

上限規制対応で会員周知

群馬建協

時間外労働上限規制の基礎知識

(2024年4月1日から建設業にも適用)

上院規制適用後の労働時間の上限（原則）



臨時的特別な事情がある場合の労働時間の上限

[illegible]

実させた。

データはPDFとパワーポイントの2種類を用意した。企業名義によるリーフレットやポスターの作成も可能となっている。下請企業を含めて周知し、各企業が遅れることなく上限規制に対応できるようにする。

協会は今後、会員企業にロードマップを示し、適切な対応に必要な情報提供に取り組む。

【建設工業新聞 令和5年1月10日】

時間外労働規制 会員への周知強化

群馬建協、リーフレット作成

群馬県建設業協会(青柳剛会長)は、2024年4月適用の時間外労働の罰則付き上限規制について会員企業への周知活動を強化する。22年12月に配布した規制の基礎知識に関するリーフレ

ット(その①)「写真上」に続いて、労働時間の上限ラインや「特別な事情」を分かりやすく説明したリーフレットのその②「写真下」を作成し、「踏み込んだ基礎知識」として会員企業に送付した。規制の適用が迫る中、会員企業には対応のポイントなどをまとめたロードマップを今後示し、適切な取り組みを促していく方針だ。

時間外労働上限規制の基礎知識

(2024年4月1日から建設業にも適用)

労働基準法の「労働時間」とは、使用者の指揮命令下にある時間のこと

- 労働時間に算入する：1.往復、乗降、通勤、作業準備、給水、作業終了後の片付け、安全確保など
- 労働時間に算入しない：1.就業時間外に発生する業務(例：夜間作業、休日作業、緊急時の業務) 2.就業時間外に発生する業務(例：夜間作業、休日作業、緊急時の業務)

上限規制適用後の労働時間の上限(原則)

月45時間・年360時間(限度時間)

1日8時間・1週40時間

臨時の特別な事情がある場合の労働時間の上限

45時間を超えるのは1年のうち6ヶ月まで

月45時間・年360時間(限度時間)

1日8時間・1週40時間

群馬県建設業協会

〒371-0808 群馬県前橋市南橋町1-6-3
TEL 027(352)1100 FAX 027(352)1101

時間外労働上限規制の基礎知識

(2024年4月1日から建設業にも適用)

上限規制適用後の労働時間の上限(原則)

月45時間・年360時間以内

1日8時間・1週40時間以内

臨時の特別な事情がある場合の労働時間の上限

年720時間以内
月100時間未満
月平均80時間以内

45時間を超えるのは年6ヶ月まで

月45時間・年360時間以内

1日8時間・1週40時間以内

群馬県建設業協会

〒371-0808 群馬県前橋市南橋町1-6-3
TEL 027(352)1100 FAX 027(352)1101

